沿道地域の指定

飯田市景観育成基準の1.地域区分(2)沿道地域として指定する地域は次のとおりとする。

(2)沿道地域	種類及び名称	区間
	(ア)国道153号	国道 256 号との交差点(飯田インター西)から市道1
		- 8飯田下山線との交差点(飯田市立病院)まで
	(イ)国道 153号	市道 304 号線との交差点(高屋)から市道 2 - 63 高岡
		河原線との交差点(座光寺高岡)まで